

## 1. 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少した場合（退職、事業不振等）

例：世帯主・配偶者・子ども1人の3人世帯の場合

令和5年所得

¥

>

令和6年所得

¥

推計所得税額 60,000円  
定額減税可能額 90,000円  
※所得税分のみ  
調整給付 **30,000円**

所得税額（実績） **45,000円**  
定額減税可能額 90,000円  
※所得税分のみ  
調整給付（実績） **45,000円**

定額減税可能額 = (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族) × 3万円

差額の **2万円** を不足額給付として支給  
※端数は1万円単位切上げ

## 2. 令和6年中に扶養親族が増えた場合

例：令和6年中に子どもが生まれて扶養親族が増加

調整給付金 算定時



不足額給付金 算定時



推計所得税額 60,000円  
定額減税可能額 90,000円  
※所得税分のみ  
調整給付 **30,000円**

所得税額（実績） 60,000円  
定額減税可能額 **120,000円**  
※所得税分のみ  
調整給付（実績） **60,000円**

定額減税可能額 = (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族) × 3万円

差額の **3万円** を不足額給付として支給  
※端数は1万円単位切上げ

### 3. 当初調整給付後に税の修正申告等により、令和6年度分個人住民税所得割が減少した場合

例：令和6年度個人住民税の修正申告等により、個人住民税所得割が減少した4人家族の場合

令和6年度住民税 調整給付時

令和6年度住民税 不足額給付時

住民税（所得割） 40,000円  
定額減税可能額 40,000円  
※住民税分のみ  
調整給付時 **0円**

住民税（所得割） **30,000円**  
定額減税可能額 40,000円  
※住民税分のみ  
不足額給付時 **10,000円**



定額減税可能額（住民税分）＝（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族）×1万円

差額の**1万円**を不足額給付として支給  
※端数は1万円単位切上げ

### 4. 令和5年所得がなく、令和6年所得がある場合（学生の就職等）

例：令和6年中に新規就職し所得税が発生した場合

令和5年時点 学生



推計所得税額 0円  
定額減税可能額 0円  
※定額減税対象外  
調整給付 **0円**

令和6年時点 社会人



所得税分は  
定額減税し  
かれる

得税額額（実績） 60,000円  
定額減税可能額（所得税分） 30,000円  
定額減税可能額（住民税分） **10,000円**  
調整給付（実績） **10,000円**



定額減税可能額（所得税分）＝（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族）×3万円

定額減税可能額（住民税分）＝（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族）×1万円

住民税分の**1万円**を不足額給付として支給